

# 65歳以上の方の介護保険料 の納付が10月から始まります。

高齢者の介護を国民みんなで支えるため「介護保険制度」が本年度4月から始まりました。介護保険では、40歳以上の国民すべてが被保険者となり保険料を負担します。

65歳以上の方（第1号被保険者）は、今年9月まで保険料を納めなくてもよいことになっていましたが、10月からは保険料の納付が始まります。

下表で所得階層別の保険料と納入月を示しています。なお、個人ごとの保険料額の通知は9月中旬を予定しています。

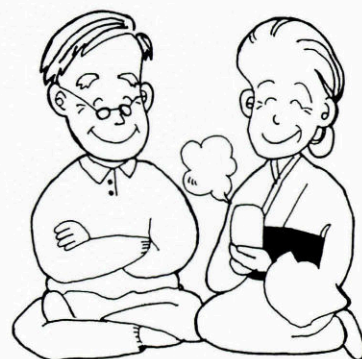
また、納付方法については、次の方法で支払うことになります。

## 年金の年額が18万円以上の人

10月以降に支給される年金から天引きされます。  
(特別徴収)

## 年金の年額が18万円未満の人

11月以降に納付通知書を送付いたしますので出納室及び収納代理機関で納めるか、又は口座振替により納めます。(普通徴収)



## 4月1日以降に65歳になる人など

4月1日以降に65歳になったり、4月1日以降に転入して第1号被保険者資格を取得した場合も納入通知書又は口座振替で納めます。(普通徴収)

また、11月以降に第1号被保険者資格の取得や喪失をした場合の計算は、月割りになります。

### 12年度の各所得階層別の1人あたりの保険料

所得階層	半年分の合計額	納 入 月						徴収区分
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	
生活保護世帯または 老人福祉年金受給者	4,220円	1,420	—	1,400	—	1,400	—	特別徴収
		—	1,420	—	1,400	—	1,400	普通徴収
世帯全員が町民税非課税	6,330円	2,130	—	2,100	—	2,100	—	特別徴収
		—	2,130	—	2,100	—	2,100	普通徴収
本人が町民税非課税	8,440円	2,840	—	2,800	—	2,800	—	特別徴収
		—	2,840	—	2,800	—	2,800	普通徴収
本人が町民税課税で 年間所得250万以下	10,550円	3,550	—	3,500	—	3,500	—	特別徴収
		—	3,550	—	3,500	—	3,500	普通徴収
本人が町民税課税で 年間所得250万以上	12,660円	4,260	—	4,200	—	4,200	—	特別徴収
		—	4,260	—	4,200	—	4,200	普通徴収

問い合わせ先 役場保健課介護保険係 電話：43-2444